

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

下呂市は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

下呂市長

公表日

令和5年12月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	<p>・児童手当法に基づき、中学生(15歳になって最初の3月31日までの者)以下の児童を対象として、児童を育てる保護者に月1万5千円又は1万円を支給している。ただし、所得による受給の資格制限がある。</p> <p>・また、児童福祉施設に入所していたり里親に委託されていたりする児童については、施設の長又は里親に支給する。</p> <p>・下呂市は、児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>①児童手当若しくは特例給付の受給資格及び額の認定請求の受理、審査又は請求に対する応答</p> <p>②児童手当若しくは特例給付の額の改定の請求の受理、審査又は請求に対する応答</p> <p>③未支払の児童手当若しくは特例給付の請求の受理、審査又は請求に対する応答</p> <p>④現況届出の受理・審査又は請求に対する応答</p> <p>⑤関係機関への資料の閲覧、提供、報告の求め</p> <p>⑥父母指定者の届出の受理、審査又は届出に対する応答</p> <p>⑦マイナポータルのサービス検索及び電子申請機能による申請の受領、またお知らせ機能による通知</p> <p>・他団体への情報照会に基づく情報提供のため、情報提供ネットワークに接続するに当たり、情報提供に必要な情報を中間サーバに保存する。</p>
③システムの名称	児童手当システム、宛名管理システム、中間サーバ・ソフトウェア/プラットフォーム、サービス検索及び電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 児童手当システムファイル 2. 口座システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の56の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(26、30、87の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(74、75の項)</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民保健部 市民サービス課
②所属長の役職名	市民サービス課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	下呂市市民保健部市民サービス課 〒509-2295 岐阜県下呂市森960番地 0576-24-2222
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	下呂市市民保健部市民サービス課 〒509-2295 岐阜県下呂市森960番地 0576-24-2222

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点
<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点
<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	I 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民課長 河村 美雪	市民課長 河合 正博	事後	
平成29年6月15日	I 1②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・児童手当法に基づき、中学生(15歳になって最初の3月31日までの者)以下の児童を対象として、児童を育てる保護者に月1万5千円又は1万円を支給している。ただし、所得による受給の資格制限がある。 ・また、児童福祉施設に入所していたり里親に委託されていたりする児童については、施設の長又は里親に支給する。 ・下呂市は、児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを利用している。 ①児童手当若しくは特例給付の受給資格及び額の認定請求の受理、審査又は請求に対する応答 ②児童手当若しくは特例給付の額の改定の請求の受理、審査又は請求に対する応答 ③未支払の児童手当若しくは特例給付の請求の受理、審査又は請求に対する応答 ④現況届出の受理・審査又は請求に対する応答 ⑤関係機関への資料の閲覧、提供、報告の求め ⑥父母指定者の届出の受理、審査又は届出に対する応答 ・他団体への情報照会に基づく情報提供のため、情報提供ネットワークに接続するに当たり、情報提供に必要な情報を中間サーバに保存する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童手当法に基づき、中学生(15歳になって最初の3月31日までの者)以下の児童を対象として、児童を育てる保護者に月1万5千円又は1万円を支給している。ただし、所得による受給の資格制限がある。 ・また、児童福祉施設に入所していたり里親に委託されていたりする児童については、施設の長又は里親に支給する。 ・下呂市は、児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを利用している。 ①児童手当若しくは特例給付の受給資格及び額の認定請求の受理、審査又は請求に対する応答 中略 ⑤関係機関への資料の閲覧、提供、報告の求め ⑥父母指定者の届出の受理、審査又は届出に対する応答 ⑦マイナポータルサービスの検索及び電子申請機能による申請の受領、またお知らせ機能による通知 ・他団体への情報照会に基づく情報提供のため、情報提供ネットワークに接続するに当たり、情報提供に必要な情報を中間サーバに保存する。 	事前	
平成29年6月15日	I 3法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の56の項	番号法(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の56の項	事前	
平成29年6月15日	I 5. ①部署	市民部市民課	総務部市民課	事前	
平成29年6月15日	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	下呂市市民部市民課 〒509-2295 岐阜県下呂市森960番地 0576-24-2222	下呂市総務部市民課 〒509-2295 岐阜県下呂市森960番地 0576-24-2222	事前	
平成29年6月15日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	下呂市市民部市民課 〒509-2295 岐阜県下呂市森960番地 0576-24-2222	下呂市総務部市民課 〒509-2295 岐阜県下呂市森960番地 0576-24-2222	事前	
平成29年6月15日	③システムの名称	総合健康情報システム、中間サーバ・ソフトウェア/プラットフォーム	総合健康情報システム、中間サーバ・ソフトウェア/プラットフォーム、サービス検索及び電子申請機能	事前	
令和1年6月24日	I 5. ②所属長の役職名	市民課長 河合正博	市民課長	事後	様式変更に伴う変更
令和1年6月24日	IV リスク対策		様式の変更に伴いリスク対策を追加	事後	様式変更に伴う変更
令和3年1月25日	II 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	
令和3年1月25日	II 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	
令和3年9月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	法改正による号ずれの修正
令和4年6月24日	I 5. ①部署	総務部市民課	市民保健部市民サービス課	事後	
令和4年6月24日	I 5. ②所属長の役職名	市民課長	市民サービス課長	事後	
令和4年6月24日	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	下呂市総務部市民課 〒509-2295 岐阜県下呂市森960番地 0576-24-2222	下呂市市民保健部市民サービス課 〒509-2295 岐阜県下呂市森960番地 0576-24-2222	事後	
令和4年6月24日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	下呂市総務部市民課 〒509-2295 岐阜県下呂市森960番地 0576-24-2222	下呂市市民保健部市民サービス課 〒509-2295 岐阜県下呂市森960番地 0576-24-2222	事後	
令和5年12月1日	II 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年1月1日時点	令和5年12月1日時点	事前	
令和5年12月1日	II 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年1月1日時点	令和5年12月1日時点	事前	